（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

七の二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七の三～二十六　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、建設業者に係るものに関すること（都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

（建設産業第二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

十七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく下水道及び建築士に係る措置に関すること。

十八～二十五　（略）

（用地企画課の所掌事務）

第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　用地部の所掌事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（用地補償課の所掌に属するものを除く。）。

三～十二　（略）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

七の二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七の三～二十六　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、建設業者に係るものに関すること（都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

（建設産業第二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

十七　エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく下水道及び建築士に係る措置に関すること。

十八～二十五　（略）

（用地企画課の所掌事務）

第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　用地部の所掌事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

三～十二　（略）